

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 エンクロージャのそれぞれの部分は、通常の使用状態で、据え付けたり取り付けたりしたときに、エンクロージャ内部に取り付けた部品に対して、適切な電氣的及び機械的保護を確保し、使用者又はその周囲に対して危険がないよう構成され、組み立てられていなければならない。 (JIS C 8462-1 (以下、第 1 部) の規定による。)	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 12	箇条 12 構造 ボックス又はカバーの内面及び外面は、剥がれ、うろこ状の剥がれ又は剥離がなく、また、ふくれ、クラック及び他の欠陥がなく滑らかでなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.1	箇条 11 接地の準備 11.1 露出導電性部分のあるボックス及びエンクロージャ 露出導電性部分に低抵抗の接地手段、又はその接地手段のための附属品の準備がなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保	■該当 □非該当	箇条 8	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による 箇条 8 表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		8.1	8.1 次の表示を追加しなければならない。 k)懸架可能な質量 (キログラム単位)	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.101	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による 箇条 15 機械的強度 15.101 懸架手段をもつボックス及びエンクロージャ 懸架手段をもつボックス及びエンクロージャは、通常の使用において生じる熱的及び機械的ストレスに耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 箇条 13 13.2	箇条 8 表示 8.1 ボックス及びエンクロージャの表示は、該当する IP コードを表示しなければならない。 (第 1 部の規定による。) 箇条 13 劣化防止、固体の侵入及び水の有害な侵入からの保護 13.2 固形物の侵入に対する保護 エンクロージャは、IP 保護等級に従って、固形物の侵入に対する一定の保護されなければならない。(第 1 部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				13.3.1	13.3.1 IPX0 よりも高い保護レベルをもつエンクロージャは、IP 保護等級に適合する水の有害な浸入に対して一定の保護等級がなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.1 13.1.1 箇条 16 16.1 16.2	箇条 13 劣化防止、固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護 13.1 劣化防止 13.1.1 絶縁物及び混合材料でできたボックス、エンクロージャ、グラウンド、グロメット及び取外し可能な膜は、恒温槽試験の後でも、以後の使用を損なうような有害な変形及び類似の損傷があってはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 16 耐熱性 16.1 通電部を保持するために必要な絶縁材の部分 充電部及び／又は接地回路部を所定の位置に保持する必要がある絶縁材の部分は、ボールプレッシャー試験の後、ボールによってできた圧痕の直径が 2mm を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 16.2 充電部を保持するために必要のない絶縁材の部分 充電部及び／又は接地回路部を所定の位置に保持する必要がある絶縁材の部分であっても、充電部及び／又は接地	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				<p>箇条 18</p> <p>箇条 19</p>	<p>回路部が接触している場合、ボールプレッシャー試験の後、ボールによってできた圧痕の直径が2mmを超えてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条 18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は、異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条 19 耐トラッキング性 IPX0 を超える保護等級のボックス及びエンクロージャの充電部を所定の位置に保持する絶縁材は、耐トラッキング性材料でなければならない。（第1部の規定による。）</p>	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>箇条 10</p>	<p>第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 10 感電保護 ボックス及びエンクロージャの内部にある懸架手段の導電部は、次のいずれかにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 適切な内部絶縁層によって充電部との接触を防止 一 電氣的導電部及び充電部に接触しないような配置 一 通常使用状態で取り付けたとき、規定の要求を満たす接地手段への確実な接続 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	第1部の第七條第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 感電保護 ボックス及びエンクロージャの内部にある懸架手段の導電部は、次のいずれかにしなければならない。 ー適切な内部絶縁層によって充電部との接触を防止 ー電氣的導電部及び充電部に接触しないような配置 ー通常使用状態で取り付けたとき、規定の要求を満たす接地手段への確実な接続	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.3.3 箇条 14 14.1 14.2	箇条 13 劣化防止、固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護 13.3.3 供試体は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 14 絶縁抵抗及び耐電圧 14.1 規定によって分類するエンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。（第1部の規定による。） 14.2 固形物に、充電部と本体との間の電気絶縁を提供する目的がある場合には、ボックス及びエンクロージャの内部表面に接触している金属はくと本体との間の絶縁抵抗	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き					は、 $5M\Omega$ 以上でなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18	箇条 18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は、異常な熱又は火災によって著しく影響を受けてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャは電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、温度上昇しないので、火傷の危険はないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.8.1 12.8.3	箇条 12 構造 ボックス及びエンクロージャは、シャープエッジがない構造にしなければならない。（第1部の規定による。） 12.8.1 一般要求事項 ケーブルのためのロックアウトは、欠け又ははばりがあるてはならない。（第1部の規定による。） 12.8.3 ロックアウト除去 製造業者の指示に従って、ロックアウトを取り除いた後、鋭い角があってはならず、ボックス及びエンクロージャは損傷してはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.101.1 15.101.2 15.101.3	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 機械的強度 15.101.1 天井からつり下げる荷重を懸架するためのボックス及びエンクロージャは、試験荷重 250 N 又は製造業者が明示する、より高い試験荷重に耐えなければならない。 15.101.2 壁面に埋め込み、又は露出で使用するボックス及びエンクロージャは、試験強度 100 N 又は製造業者が明示する、より高い試験強度に耐えなければならない。 15.101.3 天井に取り付けるファンを支持するためのボッ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					クス及びエンクロージャは、通常の使用で生じる熱的及び機械的ストレスに耐えなければならない。試験中にボックス、エンクロージャ又はその支持手段は、試験構造体から緩み落ちてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、一般的に人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当がと考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャは、運転しないため非該当が妥当と考える。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	ボックス及びエンクロージャは、電線及び充

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条 続き						電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁的妨害による誤作動はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.2	箇条 8 表示 8.2 ボックス及びエンクロージャの表示は、耐久性があり、容易に読むことができなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21：2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	同上